



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽風致地区内における建築等の規制に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則  
[建設局公園部計画課] 5531

## 告 示

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する  
条例による人と自然との共生ゾーンの区域  
の指定及び変更 [経済観光局農政計画課] 5540

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する  
条例による農村用途区域の指定  
[経済観光局農政計画課] 5540

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する  
条例による農村用途区域の指定及び変更  
[経済観光局農政計画課] 5541

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始  
(市道 友が丘5号線他) [建設局道路管理課] 5541

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画都市計画区域の整備、開発  
及び保全の方針) [都市局都市計画課] 5542

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画都市再開発の方針)  
[都市局都市計画課] 5542

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方  
針) [都市局都市計画課] 5543

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画防災街区整備方針)  
[都市局都市計画課] 5543

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画区域区分)  
[都市局都市計画課] 5543

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画用途地域)  
[都市局都市計画課] 5544

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画特別用途地区)  
[都市局都市計画課] 5544

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画高度地区)  
[都市局都市計画課] 5544

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画防火地域及び準防火地域)  
[都市局都市計画課] 5545

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画駐車場整備地区)  
[都市局都市計画課] 5545

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画臨港地区)  
[都市局都市計画課] 5545

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画下水道) [都市局都市計画課] 5546

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画市場) [都市局都市計画課] 5546

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画地区計画)  
[都市局都市計画課] 5546

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国  
際港都建設計画生産緑地地区)  
[都市局都市計画課] 5547

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に  
係る団体の告示事項の一部変更(特定非営  
利活動法人 神戸アイト協会)  
[行財政局税務部市民税課] 5547

▽地縁による団体の認可についての告示事項  
の変更(岩岡サントウン自治会)  
[企画調整局つなぐラボ] 5548

▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律による指定自立支援医  
療機関(育成医療・更生医療)の変更  
[福祉局障害者支援課] 5548

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事  
業者の指定 [福祉局監査指導部] 5549

▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支  
援総合事業指定事業者の指定  
[福祉局監査指導部] 5551

▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービ  
ス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 5553

▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事  
業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5553

▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支  
援総合事業指定事業者の廃止  
[福祉局監査指導部] 5554

▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービ  
ス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 5555

- ▽令和3年臨時市会で議決された令和3年度  
神戸市一般会計補正予算〔行財政局財務課〕 5556
- ▽生活保護法等による医療機関の指定  
〔福祉局保護課〕 5557
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の  
廃止 〔福祉局保護課〕 5557
- ▽生活保護法等による施術者の指定  
〔福祉局保護課〕 5557
- ▽生活保護法による指定施術者の事業の廃止  
〔福祉局保護課〕 5558
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の  
廃止 〔福祉局保護課〕 5558
- ▽指定納付受託者の指定（ソニーペイメント  
サービス株式会社）  
〔消防局予防部危険物保安課〕 5559
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始  
（市道 鹿の子台南町26号線）  
〔建設局道路管理課〕 5560
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始  
（市道 湊方面第116号線）  
〔建設局道路管理課〕 5560

## 公 告

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
（神戸市資源リサイクルセンター管理運営  
業務） 〔環境局事業管理課〕 5561
- ▽管理处分計画の認可（神戸国際港都建設事  
業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街  
地再開発事業） 〔都市局地域整備推進課〕 5567
- ▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図  
書の縦覧（神戸国際港都建設計画都市計画  
区域の整備、開発及び保全の方針ほか）  
〔都市局都市計画課〕 5567
- ▽土地利用条件付貸付入札による契約の締結  
（中央区港島南町6丁目）  
〔都市局新都市管理課〕 5568
- ▽建築協定書の提出及びその縦覧（神戸北町  
日の峰3丁目地区建築協定）  
〔建築住宅局建築指導部建築安全課〕 5571
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落  
札者の決定（e-KOBE：神戸市スマート申  
請システム構築・運用保守業務一式）  
〔企画調整局デジタル戦略部〕 5572
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
（神戸市介護保険関連システム再構築調達  
仕様書等作成支援業務）〔福祉局介護保険課〕 5572
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第2項によ  
る届出（神戸阪急）〔経済観光局経済政策課〕 5577

## 区 役 所

- ▽臨時運行許可番号標の失効  
〔兵庫区総務部市民課〕 5579

## 水 道 局

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
の締結（北（北五葉4丁目他）配水管取替  
工事その2） 〔水道局配水課〕 5579
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
の締結（甲東ポンプ場ポンプ井補修他工  
事） 〔水道局施設課〕 5582
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
の締結（北（青葉台）配水管取替工事その  
4） 〔水道局配水課〕 5584
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
の締結（六甲山高区減圧槽整備工事）  
〔水道局施設課〕 5587

## 交 通 局

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
（名谷車両基地牽引車購入）  
〔交通局経営企画課〕 5590
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約  
の締結（谷上駅・谷上車庫運動装置更新工  
事） 〔交通局経営企画課〕 5594

## 訂 正

- ▽平成17年4月12日付け神戸市公報第2905  
号中 〔経済観光局農政計画課〕 5596

規 則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月20日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第40号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第5条に規定する規則で定める者）</p> <p>第6条 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u></p> <p>(3) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u></p>	<p>（条例第5条に規定する規則で定める者）</p> <p>第6条 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>国立研究開発法人森林総合研究所</u></p> <p>(3) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p>

(4)～(8) [略]

(9) 独立行政法人国立病院機構

(10)～(12) [略]

(13) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(14) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（資本金又はこれに相当する資産が全額都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の出資に係るものであるものに限る。）

（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為）

第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1)～(17) [略]

(18) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

(19)～(39) [略]

(4)～(8) [略]

(9)～(11) [略]

（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為）

第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1)～(17) [略]

(18)～(38) [略]

様式第1号中

「

申請者	住所
	氏名又は名称
	(電話)
	印

を

」

「

申請者	住所
	氏名又は名称
	(電話)

に、

」

「

備考

- この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 個人が申請をする場合において、当該本人が自書するときは、押印は不要です。
- この申請書には、関係図書を添付してください。
- 該当の符号又は事項に○印をつけ、その他に該当する場合は、当該事項を具体的に記載してください。
- 行為地の現況については、傾斜地又は平坦地の別、建築物その他の工作物及び木竹の有無並びに樹林地、伐採跡地等であればその旨も記載してください。
- 「他の法令の規定により必要な許認可等」とは、宅地造成等規制法、都市計画法その他の法令による許可、認可等をいい、これらが必要な場合は、その全てについて記載してください。
- 代理人をもつて申請する場合は、委任状を添付してください。
- ※の欄には、記載しないでください。

を

」

「

備考

- この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- この申請書には、関係図書を添付してください。
- 該当の符号又は事項に○印をつけ、その他に該当する場合は、当該事項を具体的に記載してください。
- 行為地の現況については、傾斜地又は平坦地の別、建築物その他の工作物及び木竹の有無並びに樹林地、伐採跡地等であればその旨も記載してください。
- 「他の法令の規定により必要な許認可等」とは、宅地造成等規制法、都市計画法その他の法令による許可、認可等をいい、これらが必要な場合は、その全てについて記載してください。
- 代理人をもつて申請する場合は、委任状を添付してください。
- ※の欄には、記載しないでください。

に

」

改める。

様式第3号中

「

行為の種別		行為の概要			
1 地上に設ける工作物 (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	工作物の種類				
	敷地面積	平方メートル			
	用途				
	構造	造			
		申請部分	申請以外の部分	合計	
	規模	水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		地盤面からの最高の高さ	メートル	メートル	
		その他			
外部の仕上げの材料及び色彩					
2 地下に設ける工作物 (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	工作物の種類				
	用途				
	構造	造			
	規模	水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		その他			

を

」

「

行為の種別		行為の概要			
1 地上に設ける工作物 (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	工作物の種類				
	敷地面積		平方メートル		
	用途				
	構造		造		
			申請部分	申請以外の部分	合計
	規模	水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		地盤面からの最高の高さ	メートル	メートル	
その他					
外部の仕上げの材料及び色彩					
2 地下に設ける工作物 (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	工作物の種類				
	用途				
	構造		造		
	規模	水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		その他			
3 仮設の工作物 (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	工作物の種類				
	用途				
	構造		造		
	規模	水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		地盤面からの最高の高さ	メートル	メートル	
		その他			
	設置期間		年 月 日から		年 月 日まで
工作物を除却した場合の跡地の処理方法					

に

」

改める。

様式第7号中「(縦) 50センチメートル以上×(横) 80センチメートル以上」を「50センチメートル以上×80センチメートル以上」に改める。

様式第8号中

「

届出人	住所
氏名又は名称	印
(電話	)

を

」

「

届出人	住所
氏名又は名称	
(電話	)

に、

」

「

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 完了・中止・廃止のうち不要のものを線で抹消してください。
- 4 行為の完了の届出の場合は、完了後の状況がわかる写真を添付してください。

を

」

「

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 完了・中止・廃止のうち不要のものを線で抹消してください。
- 3 行為の完了の届出の場合は、完了後の状況がわかる写真を添付してください。

に

」

改める。

様式第9号中

「

届出人 住所
氏名又は名称 印
(電話 )

を

」

「

届出人 住所
氏名又は名称
(電話 )

に、

」

「

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。

を

」

「

備考 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。

に

」

改める。

様式第10号中

「

申出者	住所		
	氏名又は名称	印	を
	(電話	)	

」

「

申出者	住所		
	氏名又は名称		に
	(電話	)	

」

改める。

様式第11号中

「

住所			
氏名又は名称	印		を
(電話	)		

」

「

住所			
氏名又は名称			に
(電話	)		

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

2 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則 (令和3年3月規則

第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
都市計画法第53条第1項及び第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則(昭和44年7月規則第31号)	[略]	都市計画法第53条第1項及び第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則(昭和44年7月規則第31号)	[略]
	[略]		[略]
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年6月規則第49号)	[略]	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年6月規則第49号)	様式第1号
			様式第8号
			様式第9号
			様式第10号
			様式第11号
[略]	[略]	[略]	[略]

告 示
-----

**神戸市告示第649号**

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第7条第1項の規定により、人と自然との共生ゾーンの区域を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

また、同条例第7条第3項前段の規定により、人と自然との共生ゾーンの区域を変更したので、同項後段において準用する同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月18日

神戸市長 久 元 喜 造

**1 指定する人と自然との共生ゾーン区域**

地 区 名	区 域
北区有野町有野	北区有野町有野
西区玉津町新方	西区伊川谷町潤和、玉津町新方、西河原
西区南別府4・5丁目	西区南別府4丁目、5丁目

備考 区域の詳細については、経済観光局農政計画課備付けの図面のとおりに

**2 変更する人と自然との共生ゾーン区域**

地 区 名	区 域
北区山田町原野	北区山田町原野
北区山田町藍那	北区山田町藍那、小部
北区八多町柳谷	北区八多町柳谷
北区八多町吉尾	北区八多町吉尾
北区山田町藍那	北区山田町藍那

備考 区域の詳細については、経済観光局農政計画課備付けの図面のとおりに

**神戸市告示第650号**

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第8条第1項の規定により農村用途区域を指定したので、同条第12項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月18日

神戸市長 久 元 喜 造

人と自然との共生ゾーン内における農業保全区域、集落居住区域、環境保全区域及び特定用途区域の指定について（平成11年2月告示第443号）の一部を次のように改正する。

表農業保全区域の項中「伊川谷町別府」の次に「、伊川谷町潤和、南別府4丁目、南別府5丁目」を加え、「玉津町今津」の次に「、玉津町新方、玉津町西河原」を加える。

**神戸市告示第651号**

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第8条第1項の規定により農村用途区域を指定したので、同条第12項の規定により次のとおり告示する。

また、同条例第9条第1項第2号の規定により農村用途区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第8条第12項の規定により次のとおり告示する。

当該区域の詳細図は、神戸市経済観光局農政計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年1月18日

神戸市長 久元喜造

**1 指定する農村用途区域****(1) 農業保全区域の変更**

- ① 神戸市北区有野町有野の区域に係る部分（別図1を別図2に変更）
- ② 神戸市西区伊川谷町潤和の区域に係る部分（別図3を別図4に変更）
- ③ 神戸市西区南別府4丁目の区域に係る部分（別図5を別図6に変更）
- ④ 神戸市西区南別府5丁目の区域に係る部分（別図5を別図6に変更）
- ⑤ 神戸市西区玉津町新方の区域に係る部分（別図3を別図4に変更）
- ⑥ 神戸市西区玉津町西河原の区域に係る部分（別図3を別図4に変更）

別図は省略する。

**2 変更する農村用途区域****(1) 環境保全区域の変更**

- ① 神戸市北区山田町原野の区域に係る部分（別図7を別図8に変更）
- ② 神戸市北区山田町藍那の区域に係る部分（別図9を別図10に変更、別図11を別図12に変更）
- ③ 神戸市北区山田町小部の区域に係る部分（別図11を別図12に変更）
- ④ 神戸市北区八多町柳谷の区域に係る部分（別図13を別図14に変更）
- ⑤ 神戸市北区八多町吉尾の区域に係る部分（別図15を別図16に変更）

別図は省略する。

**神戸市告示第652号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年1月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月1日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	友が丘5号線	神戸市須磨区友が丘3丁目 115番1地先から	新	20.30	最大 24.70 最小 21.40
		神戸市須磨区友が丘3丁目 115番1地先まで	旧	20.30	最大 7.40 最小 6.90
市道	友が丘21号線	神戸市須磨区友が丘2丁目 169番地先から	新	217.00	最大 31.60 最小 16.90
		神戸市須磨区友が丘2丁目 190番1地先まで	旧	217.00	5.00

### 神戸市告示第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

#### 1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### 2 都市計画の名称

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 神戸市告示第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

#### 1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画都市再開発の方針

#### 2 都市計画の名称

都市再開発の方針

---

**神戸市告示第655号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画の名称  
住宅市街地の開発整備の方針

---

**神戸市告示第656号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画防災街区整備方針
- 2 都市計画の名称  
防災街区整備方針

---

**神戸市告示第657号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画区域区分
- 2 都市計画の名称

## 区域区分

---

**神戸市告示第658号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画用途地域
- 2 都市計画の名称  
用途地域

---

**神戸市告示第659号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画特別用途地区
- 2 都市計画の名称  
都心機能誘導地区

---

**神戸市告示第660号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画高度地区

- 2 都市計画の名称  
高度地区

---

#### 神戸市告示第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画の名称  
防火地域及び準防火地域

---

#### 神戸市告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画駐車場整備地区
- 2 都市計画の名称  
駐車場整備地区

---

#### 神戸市告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画臨港地区
- 2 都市計画の名称  
神戸港臨港地区

---

#### 神戸市告示第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画下水道
- 2 都市計画の名称  
神戸市公共下水道

---

#### 神戸市告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画市場
- 2 都市計画の名称  
第3号神戸市中央卸売市場本場

---

#### 神戸市告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画地区計画
- 2 都市計画の名称  
原野地区地区計画

**神戸市告示第667号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年1月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画生産緑地地区
- 2 都市計画の名称  
山田3生産緑地地区、山田58生産緑地地区

**神戸市告示第668号**

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、令和2年6月15日付け神戸市告示第167号で、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体として指定した法人又は団体より、告示事項の一部変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年1月18日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20200004	令和2年6月4日 (令和2年5月20日から 令和7年5月19日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人 神戸アイライト協会 理事長 森 一成 神戸市兵庫区水木通2丁目1番9号 中山記念会館内
変更事項及びその内容		
(1) 主たる事務所の所在地		

「神戸市中央区神若通五丁目3番26号中山記念会館内」を「神戸市兵庫区水木通2丁目1番9号中山記念会館内」に改める。

### 神戸市告示第686号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月19日

神戸市長 久元喜造

#### 1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

岩岡サントウン自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町岩岡616番地の113

(3) 代表者の氏名

山緑 秀司

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町岩岡616番地の93

#### 2 変更があった事項及びその内容

(1) 令和2年4月5日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「津田 榮昭」を「竹内 純士」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡616番地の28」を「神戸市西区岩岡町岩岡616番地の36」に改める。

(2) 令和3年4月4日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「竹内 純士」を「山緑 秀司」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡616番地の36」を「神戸市西区岩岡町岩岡616番地の93」に改める。

### 神戸市告示第691号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条

の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

1 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 名称の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和3年12月1日	ホーム薬局本店	薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番6号	ホーム薬局

(2) 所在地の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和3年11月12日	訪問看護ステーションカモミール	訪看	神戸市北区鈴蘭台南9丁目2番7号B103号	神戸市北区鈴蘭台南3丁目9番3号103号
令和3年11月29日	よつば薬局春日野店	薬局	神戸市中央区東雲通1丁目4番23号k's court 102号室	神戸市中央区東雲通1丁目4番22号

神戸市告示第692号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2865090530	訪問看護ステーション彩	兵庫県神戸市北区緑町3丁目1番30号	合同会社彩	兵庫県神戸市北区緑町3丁目1番30号	令和4年1月1日	介護予防訪問看護
2865090530	訪問看護ステーション彩	兵庫県神戸市北区緑町3丁目1番30号	合同会社彩	兵庫県神戸市北区緑町3丁目1番30号	令和4年1月1日	訪問看護
2865290536	うらら訪問	兵庫県神戸	株式会社グ	兵庫県神戸	令和4年1	介護予防訪

	看護ステーション	市西区宮下2丁目6番20号 藤ハイツB棟202号室	ット・ケア	市西区宮下2丁目6番20号 藤ハイツB棟202号室	月1日	問看護
2865290536	うらら訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区宮下2丁目6番20号 藤ハイツB棟202号室	株式会社グット・ケア	兵庫県神戸市西区宮下2丁目6番20号 藤ハイツB棟202号室	令和4年1月1日	訪問看護
2870503782	e n y	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目9-4-1F	株式会社ボン	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目15番6号2F	令和4年1月1日	訪問介護
2870503790	またあした	兵庫県神戸市兵庫区本町2丁目3-25GNビル1階	株式会社また明日	大阪府吹田市春日3丁目17番93号	令和4年1月1日	訪問介護
2870804461	サポートクラブゆう垂水	兵庫県神戸市垂水区福田2丁目1-3 垂水農住団地3号棟101	株式会社サポートクラブゆう	兵庫県神戸市兵庫区水木通10丁目2-15	令和4年1月1日	介護予防訪問入浴介護
2870804461	サポートクラブゆう垂水	兵庫県神戸市垂水区福田2丁目1-3 垂水農住団地3号棟101	株式会社サポートクラブゆう	兵庫県神戸市兵庫区水木通10丁目2-15	令和4年1月1日	訪問入浴介護
2870804479	ヘルパーステーション P o n o	兵庫県神戸市垂水区西舞子5丁目2番11号	株式会社 Ai o l i t e	兵庫県神戸市垂水区西舞子5丁目2番11号	令和4年1月1日	訪問介護
2875004083	ライフサポ	兵庫県神戸	合同会社ラ	兵庫県神戸	令和4年1	訪問介護

	ート結び. Sinse	市北区山田 町上谷上字 古々谷6- 5 おじま ビルA-2	イフサポー ト結び	市灘区山田 町3丁目2 -26 六甲 SKビル 301	月1日	
2875004091	t e a m. F	兵庫県神戸 市北区松が 枝町2丁目 1番24号山 内ビル203 号	合同会社 t e a m. F	兵庫県神戸 市北区松が 枝町2丁目 1番24号	令和4年1 月1日	訪問介護
2875104255	介護処 花 笑み	兵庫県神戸 市中央区生 田町2丁目 1-7 メ イナ-新神 戸201	合同会社一 順	兵庫県神戸 市東灘区本 庄町1丁目 5番17号	令和4年1 月1日	訪問介護

神戸市告示第693号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870503782	e n y	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目9-4-1 F	株式会社ボン	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目15番6号2 F	令和4年1月1日	介護予防訪問サービス
2870503782	e n y	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目9-4-1 F	株式会社ボン	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1丁目15番6号2 F	令和4年1月1日	生活支援訪問サービス

2870503790	またあした	兵庫県神戸市兵庫区本町2丁目3-25GNビル1階	株式会社また明日	大阪府吹田市春日3丁目17番93号	令和4年1月1日	介護予防訪問サービス
2870503790	またあした	兵庫県神戸市兵庫区本町2丁目3-25GNビル1階	株式会社また明日	大阪府吹田市春日3丁目17番93号	令和4年1月1日	生活支援訪問サービス
2870804479	ヘルパーステーション Pono	兵庫県神戸市垂水区西舞子5丁目2番11号	株式会社 Aiolite	兵庫県神戸市垂水区西舞子5丁目2番11号	令和4年1月1日	介護予防訪問サービス
2870804479	ヘルパーステーション Pono	兵庫県神戸市垂水区西舞子5丁目2番11号	株式会社 Aiolite	兵庫県神戸市垂水区西舞子5丁目2番11号	令和4年1月1日	生活支援訪問サービス
2875004083	ライフサポート結び. Sinne	兵庫県神戸市北区山田町上谷上字古々谷6-5 おじまビルA-2	合同会社ライフサポート結び	兵庫県神戸市灘区山田町3丁目2-26 六甲SKビル301	令和4年1月1日	介護予防訪問サービス
2875004091	t e a m. F	兵庫県神戸市北区松が枝町2丁目1番24号山内ビル203号	合同会社 t e a m. F	兵庫県神戸市北区松が枝町2丁目1番24号	令和4年1月1日	介護予防訪問サービス
2875004091	t e a m. F	兵庫県神戸市北区松が枝町2丁目1番24号山内ビル203号	合同会社 t e a m. F	兵庫県神戸市北区松が枝町2丁目1番24号	令和4年1月1日	生活支援訪問サービス
2875104255	介護処 花笑み	兵庫県神戸市中央区生	合同会社一順	兵庫県神戸市東灘区本	令和4年1月1日	介護予防訪問サービス

2875104255		田町2丁目 1-7 メ イナ-新神 戸201		庄町1丁目 5番17号		
2875104255	介護処 花 笑み	兵庫県神戸 市中央区生 田町2丁目 1-7 メ イナ-新神 戸201	合同会社一 順	兵庫県神戸 市東灘区本 庄町1丁目 5番17号	令和4年1 月1日	生活支援訪 問サービス

**神戸市告示第694号**

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2895000467	グループホーム愛 鈴 蘭台	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町4丁目5番34号	株式会社愛ホームサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通8丁目2番20号	令和4年1月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2895000467	グループホーム愛 鈴 蘭台	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町4丁目5番34号	株式会社愛ホームサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通8丁目2番20号	令和4年1月1日	認知症対応型共同生活介護

**神戸市告示第695号**

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870100449	エナジーグループハイテック神戸訪問介護サービス	兵庫県神戸市東灘区住吉本町2-4-11	株式会社エナジー	兵庫県神戸市北区筑紫が丘7-10-9	令和3年12月4日	福祉用具貸与
2860290317	かかりつけ訪問看護・リハビリステーション Re station 六甲	兵庫県神戸市灘区永手町5丁目8番12号 グランディア六甲道駅前3A号室	株式会社アールイーコンセプト	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目4番15-2号	令和3年12月12日	介護予防訪問看護
2860290317	かかりつけ訪問看護・リハビリステーション Re station 六甲	兵庫県神戸市灘区永手町5丁目8番12号 グランディア六甲道駅前3A号室	株式会社アールイーコンセプト	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目4番15-2号	令和3年12月12日	訪問看護
2870701030	パナソニックエイジフリーケアセンター神戸・ケアマネジメント	兵庫県神戸市須磨区南町3丁目3-20ハイタシー&シー2階	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市門真1048番地	令和3年12月31日	居宅介護支援
2875002475	けあさぽーとスピナッチ	兵庫県神戸市北区八多町下小名田294-1103	株式会社スピナッチ	兵庫県三木市吉川町山上267番地の1	令和3年12月31日	訪問介護

#### 神戸市告示第696号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・

介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870702988	あんしんリハケア大池	兵庫県神戸市須磨区大池町5丁目16-8 幸学ビル301	株式会社アンドナイン	大阪府高槻市栄町2丁目51番8号	令和3年12月31日	介護予防通所サービス
2875002475	けあさぽーとスピナッチ	兵庫県神戸市北区八多町下小名田294-1 103	株式会社スピナッチ	兵庫県三木市吉川町山上267番地の1	令和3年12月31日	介護予防訪問サービス
2875002475	けあさぽーとスピナッチ	兵庫県神戸市北区八多町下小名田294-1 103	株式会社スピナッチ	兵庫県三木市吉川町山上267番地の1	令和3年12月31日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第697号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870702988	あんしんリハケア大池	兵庫県神戸市須磨区大池町5丁目16-8 幸学ビル301	株式会社アンドナイン	大阪府高槻市栄町2丁目51番8号	令和3年12月31日	地域密着型通所介護

## 神戸市告示第 698 号

令和3年臨時市会で令和3年12月22日議決された令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

## 令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,750,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ947,320,049千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円	千円	千円
		238,031,111	10,750,000	248,781,111
	2 補助金	73,064,932	10,750,000	83,814,932
歳入合計		936,570,049	10,750,000	947,320,049

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		千円	千円	千円
		334,625,462	10,750,000	345,375,462
	3 こども家庭費	116,701,189	10,750,000	127,451,189
歳出合計		936,570,049	10,750,000	947,320,049

**神戸市告示第699号**

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
北野歯科医院	神戸市中央区北長狭通1丁目1番1号	令和3年10月1日
アテンティブ訪問看護ステーション	神戸市北区山田町小部字宮ノ前2番地1	令和3年5月1日

**神戸市告示第700号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団本庄歯科医院	神戸市灘区城内通2丁目5番14号	令和3年10月30日
神田歯科医院	神戸市垂水区川原3丁目2番5号	令和3年12月28日
北野歯科医院	神戸市中央区北長狭通1丁目1番1号	令和3年9月30日
アテンティブ訪問看護ステーション	神戸市北区鈴蘭台北町3丁目12番16号	令和3年4月30日

**神戸市告示第701号**

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸たか	吉田 蛍	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和4年1月4日
訪問鍼灸たか 兵庫治療院	吉田 蛍	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和4年1月1日

## 神戸市告示第702号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
訪問鍼灸たか	東谷 みち	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和3年12月29日
訪問鍼灸たか 兵庫治療院	東谷 みち	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和3年12月29日

## 神戸市告示第703号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業	当該廃止にかかる介護事業	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所	廃止年月日	サービス種類
--------------	--------------	----------	----------------	-------	--------

所の名称	所の所在地		在地		
医療法人社団 本庄歯科医院	神戸市灘区城内通2丁目5番14号	医療法人社団 本庄歯科医院	神戸市灘区城内通2丁目5番14号	令和3年10月30日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
北野歯科医院	神戸市中央区北長狭通1丁目1番1号	北野 等	神戸市灘区篠原本町2丁目4番22号	令和3年9月30日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

### 神戸市告示第704号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

ソニーペイメントサービス株式会社

代表取締役社長 中村 英彦

2 指定納付受託者の所在地

東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル6階

3 指定納付受託者に納入させる歳入

キャッシュレス決済に伴う、消防法（昭和23年法律第186号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び

取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく申請等に係る手数料

4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年1月4日

神戸市告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月15日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	鹿の子台南町 26号線	神戸市北区鹿の子台南町4丁目17番5地先から 神戸市北区鹿の子台南町4丁目17番5地先まで	新	20.00	4.00
			旧	20.00	4.00

神戸市告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月15日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	湊方面第116 号線	神戸市兵庫区湊川町3丁目4番1地先から 神戸市兵庫区湊川町3丁目4番1地先まで	新	25.90	最大 5.40 最小 5.30
			旧	25.90	最大 5.40 最小 4.90

## 公 告

## 神戸市公告第1049号

神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務委託に関して、一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託業務の名称

神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務

## (2) 履行場所

神戸市西区見津が丘1丁目9番（神戸複合産業団地内）

神戸市資源リサイクルセンター内指定場所

## (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## (4) 業務内容の概要

## ① 趣旨

神戸市では、市内から三種混合（缶・びん・ペットボトル）収集された資源ごみを、本市の神戸市資源リサイクルセンターで処理するに当たり、施設の管理運営業務を委託します。

本業務の実施に当たり、別途手選別業務を受託する事業者と連携していただき、当該施設を円滑に運営していきます。

## ② 神戸市資源リサイクルセンターの概要

ア 所在地：神戸市西区見津が丘1丁目9番（神戸複合産業団地内）

イ 敷地面積：14,712㎡

ウ 延床面積：15,451㎡

エ 選別・圧縮施設：90 t / 5 h（45 t / 5 h × 2 系列）

オ 建物：工場棟（鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）、地下1階地上6階建、延床面積 14,132㎡（連絡ブリッジ含む）

計量棟（鉄筋コンクリート造、1階建、延床面積 37㎡）

プラザ棟（鉄筋コンクリート造、3階建、延床面積 1,282㎡）

## ③ 業務内容

リサイクルセンター運転管理業務、保守点検業務、手数料徴収業務、建物に関する総合的な管理業務、不適物除去及びびん等ガラス回収業務等。

業務内容の詳細については、仕様書に記載しています。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務を委託するに当たり、次の条件を満たすことが、入札に参加する者に必要な資格として必要です。

- (1) 本入札説明書の事業目的等に従って、事業を実施する法人又は法人連合体であること。
- (2) 令和2・3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本業務を完遂するため、仕様書に記載のとおり関係法令上必要な資格を有する者を選任し、指定する人員以上の従事者を配置すること（入札参加資格審査の申請時に、当該資格を有する従業員を雇用又は雇用を予定していること。ただし、雇用を予定の場合、入札日までに雇用することを要件とします）。
- (4) 本業務に関連した知識、技術、信用等において適格性を有すること。
- (5) 経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格の申請受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 法人連合体の場合は、以下によること。
  - ア 全ての構成員が、上記(2)～(6)の要件を満たしていること。
  - イ 代表法人及び構成法人の役割分担が、明確になっていること。
  - ウ 申請申込後に構成法人を変更・追加することは、原則として認めません。
  - エ 単独で申請した一つの法人は、他の法人連合体の構成員となることはできません。一つの法人は、複数の法人連合体の構成員になることはできません。

## 3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階（〒651-0086）

神戸市環境局事業管理課（TEL078-595-6102）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知方法等については、入札説明書によります。

## 5 入札説明書・契約条項の交付期間、交付場所及び交付方法

### (1) 交付期間

公告の日から令和4年1月27日（木）まで。（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。なお、インターネットホームページからダウンロードする場合は、この限りではありません。）

### (2) 交付場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階（〒651-0086）

神戸市環境局事業管理課（TEL078-595-6102）

神戸市環境局インターネットホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/a70503/kurashi/recycle/gomi/shisetsu/facility/>

[gomisyorishisetsu/recyclingcenter/koubo2021k.html](http://gomisyorishisetsu/recyclingcenter/koubo2021k.html)

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

令和4年1月27日（木）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※郵送の場合は、提出締切日時に必着とします。

(2) 提出場所（持参又は郵送）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階（〒651-0086）

神戸市環境局事業管理課（TEL078-595-6102）

(3) 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

(4) 提出された書類は、返却いたしません。

7 入札参加資格の審査及び結果通知

(1) 入札参加資格は、提出された書類により、本市において審査し、その結果を令和4年2月2日（水）以降に入札参加資格審査結果通知書により申請者（法人連合体の場合は、代表企業）に送付します。

なお、審査において必要がある場合、申請者に対してヒアリングをすることがあります。

(2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書に理由を付します。

(3) (2)の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に参加資格がないとされた理由について、書面により説明を求めることができますが、説明内容に対する問合せ・異議等については応じません。

8 施設見学会

入札参加資格があると認められた者に対して実施します。

なお、施設見学会への出席は、入札参加資格の要件ではありません。

詳細については、入札説明書に記載しています。

9 質疑・回答

(1) 申請者は、入札書の提出に関して、質疑の有無にかかわらず、後日、配付する質疑回答書を(2)に掲げる提出期限内にEメール（質疑回答書ファイル形式 Microsoft Excel）で提出してください。

送信先Eメールアドレス eb\_kanri@office.city.kobe.lg.jp

(2) 提出期限

令和4年2月9日（水）まで

(3) 回答は、7で入札参加資格があると認定された者全て（法人連合体の場合は、代表企業）に対し、Eメールにて、令和4年2月16日（水）までに送付する予定です。

なお、質問に対する回答は、入札説明書記載事項の追加又は修正とみなします。

10 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和4年2月24日（木）午前10時00分から午前11時まで

(2) 提出場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST地下1階（〒651-0086）  
神戸市環境局会議室

(3) 提出書類

① 入札書

② 入札額内訳明細書（運転管理業務費、保守点検費、清掃管理費、機械警備費等の内訳）

※なお、①及び②の書類については、入札参加資格審査結果通知書に同封します。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年2月24日（木）午前11時15分

(2) 場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST地下1階（〒651-0086）  
神戸市環境局会議室

(3) 入札書の提出者は、開札に立ち会ってください。場合により、再入札を行うことがあります。

12 入札保証金

入札保証金は、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名がないとき。

(4) 2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人により入札書を提出する場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札参加者及びその代理人が他の入札の参加者の代理人となり、又は数人共同して入札書を提出したとき。

(7) 入札に参加する資格のない者が入札書を提出したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札書を提出したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

(11) 次に定める複数申請に該当しないこと。

入札に参加する者及びこれらのいずれかと次に掲げる資本関係又は人的関係のある場合。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（「会社法（平成17年法律第

86号)」第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は、除きます。

ア 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

## ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は、除きます。

ア 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ 一方の会社の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

## ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

ア その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

イ 協同組合とその組合員の関係にある場合。

## 14 落札者の決定の方法

(1) 落札者の決定は、委託料の予定価格(消費税抜き)以下で、最低価格の入札書(消費税抜き)を提出した者を落札者とします。

ただし、著しく低い金額の入札書で本業務の円滑な遂行に疑義がある場合は、低入札価格調査を行うことがあります。なお、調査において必要がある場合、入札書の提出者に対してヒアリングをすることがあります。

(2) 最低価格の入札書を提出した者が二者以上あった場合は、くじにより落札者を決定します。

(3) 開札の結果、全てが予定価格を超える入札書であるなどのため、落札者がいないときは、直ちに出席している入札書の提出者に再入札をしていただくことがあります。

(4) 再入札をするに当たって、1回目の入札での最低価格の入札金額のみを発表します。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いた上で当該金額未満の金額を記入してください。

(5) 再入札となった場合、入札に参加する者に必要な資格の審査の申請に届け出た使用印鑑(1回目の入札に使用した印鑑)が必要となりますが、持参できないときは、委任状を提出することで、代理人の印を使用して入札を行うことができます。

(6) 再入札により落札者が決定しない場合には、入札を打ち切ります。この場合、交渉して落札者とすることがあります。

(7) 落札者の提出した入札書が無効である場合は、2番札(予定価格内に限る。)の者を落札者とします。

なお、2番札の者の入札書が無効である場合は、順次繰り上げて(予定価格内に限る。)

決定します。

- (8) 入札結果は、全ての入札書について、提出者名、入札金額を本市ホームページ等で公表します。
- (9) 落札者が、契約日までに「令和2・3年度神戸市物品等競争入札参加資格」を喪失した場合、契約を締結しない場合があります。

#### 15 契約保証金

契約保証金の額は、委託契約約款第3条第2項の規定により契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、神戸市契約規則25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します

#### 16 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 17 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 2(2)に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和4年1月27日（木）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）無料で交付します。

#### 18 その他

- (1) この契約は、総価契約とします。
- (2) 本管理運營業務委託にかかる令和4年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この契約を締結することができない場合があります。
- (3) この契約は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に規定する委託契約等に該当することから、契約者が暴力団関係事業者と判明した場合は、契約後も同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合があります。
- (4) 契約者は、本市が必要と認める期間において、前受託者より業務内容の引継ぎを受け、業務開始日までに本業務の遂行に支障がないようにしてください。  
また、業務の引継ぎ又は日常の運転管理に際し、プラントメーカーによる運転指導が必要な場合、適宜実施してください。  
なお、これらに要する費用は、全て契約者の負担とします。
- (5) 契約に要する費用は、事業者の負担とします。
- (6) この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会へ苦情の申出をすることができます。
- (7) その他本書に規定のない事項は、入札説明書によるものとします。

#### 19 Summary

- (1) Contract Contents : Management, operation and maintenance of the Kobe City Recycling Center (Location : 1 - 9 Mitsugaoka, Nishi-ku, Kobe City)
- (2) Deadline for submitting application form and other required documents by those

intending to make bids: 5:00 P.M. January 27, 2022

(3) Deadline for submitting bids : 11:00 A.M. February 24, 2022

(4) Applicants can obtain a bid application form from the Project Management Division, Environment Bureau, Kobe City Hall, 7 - 1 -5, Isogami-dori, Chuo-ku, Kobe 651-0086, Japan.

TEL: 078-595-6102

**神戸市公告第1050号**

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の腕塚5第3工区に係る管理処分計画の認可を受けたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の10において準用する同法第86条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 第二種市街地再開発事業の名称

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業

2 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部及び腕塚町5丁目の一部

5 管理処分計画の認可を受けた年月日

令和4年1月12日

**神戸市公告第1051号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年1月18日

神戸市長 久元 喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 発及び保全の方針

神戸国際港都建設計画都市再開発の方針

都市再開発の方針

神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針

住宅市街地の開発整備の方針

神戸国際港都建設計画防災街区整備方針

防災街区整備方針

神戸国際港都建設計画区域区分

区域区分

神戸国際港都建設計画用途地域

用途地域

神戸国際港都建設計画特別用途地区

都心機能誘導地区

神戸国際港都建設計画高度地区

高度地区

神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域

神戸国際港都建設計画駐車場整備地区

駐車場整備地区

神戸国際港都建設計画臨港地区

神戸港臨港地区

神戸国際港都建設計画下水道

神戸市公共下水道

神戸国際港都建設計画市場

第3号神戸市中央卸売市場本場

神戸国際港都建設計画地区計画

原野地区地区計画

神戸国際港都建設計画生産緑地地区

山田3生産緑地地区

山田58生産緑地地区

## 神戸市公告第1052号

中央区港島南町において、屋外型レクリエーション施設を整備・運営することを条件とした貸付入札を行います。

令和4年1月18日

神戸市長 久元喜造

## 1 対象地

神戸市中央区港島南町6丁目10番1の一部

## 2 面積

3,000㎡

## 3 賃貸方法

一時使用目的の借地権設定契約（借地借家法第25条）

## 4 借地期間

契約日から5年間

## 5 用途

屋外型レクリエーション施設用地

## 6 最低月額賃料

750,000円（この金額未満の入札は無効となります。）

## 7 土地利用の制限

- (1) 本件土地の活用にあたっては、島外からの来訪者や地域の住民や就業者など幅広い世代の方が憩い・楽しむことができるような屋外型のレクリエーション施設（以下「レクリエーション施設」とする。）

ン施設」という。)を整備・運営してください。また、本件土地北側において、市民農園の整備・管理運営を担う委託事業者を別途募集していますが、施設の運営にあたっては、市民農園の事業者と連携を図ってください。

- (2) 本件土地の引渡しの日から起算して原則1年以内にレクリエーション施設の建設工事を完了すること。
- (3) 本契約に基づく借地権を譲渡し、若しくは当該土地を転貸し、又は当該土地上の建物を売り渡し、若しくは賃貸することはできません。ただし、本市の承認を得た場合はこの限りではありません。また、本市の承認がなければ、当該土地上の建物に係る抵当権その他の担保権の設定はできません。
- (4) 本件土地を、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。
- (5) 本件土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。

8 応募申込資格等

応募申込みにあたっては、次の(1)から(6)に定める各号の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 本件土地において、本実施要領の趣旨等に従って、レクリエーション施設を自ら整備・運営を行う企業又は企業連合体であること。

\*企業連合体の場合

用語	
代表企業	応募者のうち、応募手続きを行う企業。
構成企業	応募者のうち、代表企業と共に事業に責任を負う企業。
協力企業	応募者のうち、神戸市と直接の契約をする権利がなく、代表業企業又は構成企業から業務を請け負う等、事業協力を予定している企業。

- ① 全ての構成員が下記の(3)、(4)の要件を満たしていること。
- ② 構成員の中から代表企業を決定してください。
- ③ 代表企業、構成企業及び協力企業の役割分担が明確になっていること。  
違約金の徴収、損害賠償の請求、契約の解除等、本契約にかかる義務や費用負担が発生した場合には、企業連合体が連帯して債務を負担することになります。このような場合には、代表企業を窓口にして企業連合体に要求しますが、これらに係る内部負担割合は企業連合体を構成する企業間において取り決めていただく必要があります。
- ④ 代表企業と協力企業だけの企業連合体も可能とします。
- ⑤ 応募申込後に構成企業を変更・追加することは原則として認めません。
- ⑥ 応募申込者の資格制限は、企業連合体の構成する一企業でも該当すると失格となります。
- ⑦ 単独で応募した企業は、他の企業連合体の構成員となることはできません。また、複数の企業連合体の構成員になることはできません。

- (2) 直近10年間に於いて、レクリエーション施設の事業企画もしくは整備・管理運営等を自ら

が実施した実績を有する企業又は企業連合体であること。

企業連合体の場合には、代表企業、構成企業及び協力企業の実績は認めます。

ただし、協力企業の実績を用いる場合、当該協力企業を応募申込後に変更することは認めません。また、応募申込書（様式1-2）に当該実績を有する協力企業名を記載し、事業実績（様式1-3）に協力企業の事業実績を記載してください。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当するもの）等でないこと（いただいた法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象になります）。
- (4) 以下の事項に該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続きの申立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
  - ③ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人。
  - ④ 本市における不動産の売払い及び貸付けに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると本市が認めたときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - ア 本市から指名停止措置を受けている法人。
    - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
    - エ 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。
    - オ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。
    - カ 本市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
  - ⑤ 禁固刑以上の刑に処され、その施行の終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
  - ⑥ 国税（法人税、消費税）、地方消費税及び本市が賦課する税について未納の税額がある者。
  - ⑦ 借受けた不動産を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。
  - ⑧ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。

ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

## 9 実施要領の配布期間、配布場所

### (1) 配布期間

令和4年1月18日（火）から令和4年1月28日（金）まで

（本市の休日を定める条例（平成3年3月条例28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 配布場所及び問い合わせ先

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

## 10 申込書類の受付

### (1) 申込受付期間（事前の電話予約が必要）

令和4年2月22日（火）から令和4年2月28日（月）午前9時から午後5時まで

### (2) 受付場所

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

### (3) 方法

実施要領に定める提出書類を持参すること

## 11 入札日

令和4年3月31日（木）

## 12 借地権設定契約締結期限

令和4年4月28日（木）

## 神戸市公告第1065号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年1月19日

神戸市長 久元喜造

### 1 建築協定の名称

神戸北町日の峰3丁目地区建築協定

### 2 建築協定区域の位置

神戸市北区日の峰3丁目1番地の1 他

### 3 縦覧期間

令和4年1月19日から同年2月16日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話 (078) 595-6555

---

**神戸市公告第1076号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

1 特定役務の名称及び数量

e-KOBE：神戸市スマート申請システム構築・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市企画調整局デジタル戦略部  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 落札者を決定した日

令和3年12月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社TKC  
代表取締役社長 飯塚 真規  
栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

5 落札金額

79,997,280円

6 落札者を決定した手続

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札により、最高点（技術点と価格点の合計点）を得た者を落札者としてしました。

7 入札の公告日

令和3年10月6日

---

**神戸市公告第1077号**

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定

調達契約」という。)を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年2月1日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

委託名	神戸市介護保険関連システム再構築調達仕様書等作成支援業務
業務概要	本業務は、令和7年12月末に神戸市の介護保険関連システムについて、国の作成した標準仕様に準拠したパッケージシステムへの再構築にあたり、令和4年度に実施する必要があるBPR、調達仕様書の作成等の作業支援を委託するものである。
履行場所	神戸市中央区加納町6丁目5-1
履行期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### 2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1  
神戸市福祉局介護保険課(神戸市役所1号館4階)  
TEL:078-322-6324  
E-mail:new\_kaigosys@office.city.kobe.lg.jp

#### 3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件です。

#### 4 競争入札参加資格

入札参加資格は、以下の(1)から(6)までの要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。
- (4) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体(対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。)として参加することができます。その場合、入札書類提出時まで共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとします。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負います。
- (5) 共同企業体の構成員は上記(1)(2)(3)(4)の要件を全て満たす必要があります。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で参加することはできません。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。

(6) 業務の一部を再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めません。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

5 入札に参加するものに必要な資格の確認

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札に必要な書類の交付方法及び期間

(1) 交付期間

令和4年2月1日（火）～令和4年2月18日（金）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市役所本庁舎1号館4階 神戸市介護保険課（078-322-6324）

配布は、土曜・日曜・祝日を除く9時から12時、13時から17時までとします。事前に電話連絡をしてください。

7 入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市役所本庁舎1号館4階 神戸市介護保険課（078-322-6324）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡の上、書留等受取記録が残る方法で送付すること。

(3) 提出期間

持参の場合は、令和4年2月1日（火）から令和4年2月22日（火）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

事前に担当課に電話連絡の上、持参すること。

郵送・宅配の場合は、上記期間内に、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。事前に担当課に電話連絡の上、書留郵便で送付すること。

8 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市役所本庁舎1号館4階 神戸市介護保険課（078-322-6324）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡の上、書留等受取記録が残る方法にて、指定する提出時間内に指定する提出場所に必着とし、入札

書、提案書等の必要書類を提出すること。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出期間

持参の場合は、令和4年2月28日（月）から令和4年3月7日（月）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

事前に担当課に電話連絡の上、持参すること。

郵送・宅配の場合は、令和4年3月7日（月）までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。事前に担当課に電話連絡の上、書留郵便で送付すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月22日（火）午後4時（予定）

(2) 場所

神戸市役所本庁舎1号館19階会議室

10 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問  
令和4年2月1日（火）～令和4年2月22日（火）

イ 落札者決定基準及び仕様書等に関する質問

令和4年2月1日（火）～令和4年3月4日（金）

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪等による口頭での質問は受け付けません。アの質問については、質問受付後随時質問者に回答します。イの質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者に一斉回答します。質問受付締め切り後は、仕様書の内容、その他入札に影響を与える質問には一切回答しません。また本市の回答は、入札説明書等を補足する効力を持つものとします。

11 入札の無効

当該入札書を無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書、提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額、その他主要な事項の記載が確認しがたいとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき

(7) 入札者の資格がないものが入札したとき

(8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき

(9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、その他訂正の容易な筆記用具により入札

書に記載したとき

- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札参加に必要な資格があることが確認されたものであっても、落札者の決定から、契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置もしくは、取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けているもの等、第2項第1号に掲げる資格のないものに該当した入札は無効とする。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高いものから順に契約交渉を行うことがあります（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）

## 12 落札者の決定方法

神戸市職員により構成される「神戸市介護保険関連システム再構築調達仕様書等作成支援業務に関する提案審査委員会」の意見を聞いたうえで定めた落札決定基準に基づき、本市が決定します。

### (1) 評価項目と配点

詳細は「神戸市介護保険関連システム再構築調達仕様書等作成支援業務落札者決定基準」を参照してください。

### (2) 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点を総合評価点数として、最も高い者を落札者とします。

総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とします。

ただし、技術点が同値の場合は、当該者のくじ引きにより落札者を決定します。

## 13 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限る。

## 14 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

## 15 Summary

- (1) Contract Content : Reconstruction of Kobe City long-term care insurance related system Support work such as creation of procurement specifications
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. February 22, 2022.
- (3) Deadline for submitting bids : 5:00 P.M. March 4, 2022.
- (4) A contact point where tender documents are available : Long-Term Care Insurance Division ,WelfareBureau, Kobe City Hall, 6 - 5 - 1 Kano - cho, Chuo - ku, Kobe 650 - 8570, Japan.  
Phone:+81-78-322-6324 E-mail: new\_kaigosys@office.city.kobe.lg.jp

**神戸市公告第1078号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年2月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年2月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸阪急

神戸市中央区小野柄通8丁目1番8号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	代表取締役 秦 雅夫
室町建物株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番4号	代表取締役 團野 耕一
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
株式会社ケイ・エスビル	神戸市中央区御幸通8丁目1番26号	代表取締役 佐藤 廣士
株式会社SKフェニックス	大阪市北区堂山町1番5号	代表取締役 真田 一幸
株式会社ミリオン観光	神戸市中央区三宮町1丁目9番1の1404号	代表取締役 平山 龍一
他1名		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	代表取締役 秦 雅夫

室町建物株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番4号	代表取締役 永田 晴之
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
株式会社ケイ・エスビル	神戸市中央区御幸通8丁目1番26号	代表取締役 佐藤 廣士
株式会社SKフェニックス	大阪市北区堂山町1番5号	代表取締役 真田 一幸
株式会社ミリオン観光	神戸市中央区三宮町1丁目9番1の1404号	代表取締役 平山 龍一
他1名		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
公益社団法人兵庫物産協会	神戸市中央区下山手通5丁目3番30号	会長 小田 俱義
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広
株式会社コメ兵	名古屋市中区大須3丁目25番31号	代表取締役 石原 卓児

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
公益社団法人兵庫物産協会	神戸市中央区下山手通5丁目3番30号	会長 小田 俱義
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広

### 3 変更の年月日

2(1)については、令和3年6月29日。

2(2)については、令和3年2月9日。

## 4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、小売店舗退店のため。

## 5 届出年月日

令和3年9月30日

## 6 縦覧期間

令和4年2月1日から令和4年6月1日まで

## 7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

## 区 役 所

## 神戸市兵庫区公告第85号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和4年1月14日

神戸市兵庫区長 岡本 康 憲

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸54-23神戸	令和4年1月13日

## 水 道 局

## 神戸市水道公告第91号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰 生

## 1 入札に付する事項

工 事 名	北（北五葉4丁目他）配水管取替工事その2
工事場所	神戸市北区北五葉4・5丁目
完成期限	本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）

	<p>内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和5年1月31日 (余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)</p>
工事概要	<p>管布設延長：φ50 (PE) -201.5m、φ75 (PE) -6.0m、φ75-3.1m、 φ100-123.9m、φ150-568.3m</p> <p>管撤去延長：φ75-305.9m、φ100-10.5m、φ150-586.3m</p>
前払金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可</p> <p>ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木AまたはB</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で</li> </ul>

	<p>あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和4年1月14日（金）～1月28日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和4年1月31日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和4年2月1日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年2月2日（水）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市水道公告第92号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

## 1 入札に付する事項

工事名	甲東ポンプ場ポンプ井補修他工事
工事場所	西宮市段上町6丁目16番24号
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年7月29日
工事概要	施設補修工-1式 施設取替工-1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	防水工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「防水」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。

- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和4年1月14日（金）～1月21日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年1月24日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年1月25日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について

	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
--	--

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年1月26日（水）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市水道公告第93号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月19日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

## 1 入札に付する事項

工 事 名	北（青葉台）配水管取替工事その4
工事場所	神戸市北区青葉台
完成期限	本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、

	<p>労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和5年2月28日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>管布設延長：Φ50PE-352.3m、Φ75PE-3.6m、Φ75-25.8m、Φ100-407.1m、Φ150-122.6m、Φ200-14.9m</p> <p>管撤去延長：Φ75HIVP-222.3m、Φ75-34.3m、Φ100-355.5m、Φ150-229.4m、Φ200-193.1m</p>
前払金	<p>全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。</p>
その他	<p>この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。</p>

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	<p>単独企業</p>
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木A、BまたはC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	<p>土木一般の総合点数が920点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。</p>
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する</p>

	<p>調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年1月19日（水）～2月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年2月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年2月4日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第94号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月19日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	六甲山高区減圧槽整備工事
工事場所	神戸市灘区六甲山町北六甲
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年7月30日
工事概要	管布設延長 φ100L=28.4m φ150L=3.0m φ200L=25.4m 管撤去延長 φ100L=21.6m φ200L=23.0m 内面防水工 A=130㎡ 付帯工一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和4年1月19日（水）～1月25日（火）
------	-----------------------

	※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年1月26日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年1月27日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年1月28日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

**交 通 局****神戸市交通公告第63号**

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月19日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

**1 入札に付する事項****(1) 件名**

名谷車両基地牽引車購入

**(2) 数量**

一式

**(3) 納入場所**

神戸市須磨区西落合2-3-1 神戸市交通局 名谷車両基地

**(4) 納入期限**

令和5年3月31日

**(5) 業務の概要**

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

**2 入札方式**

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

**3 入札に参加する者に必要な資格**

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 過去10年間で鉄道事業者に対して、1000万円以上の鉄道車両用牽引車、モーターカー、検査装置等の鉄道関係産品を納入した実績があること。

**4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地**

神戸市交通局経営企画課（電話番号078-984-0104）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）

御崎Uビル3階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年2月2日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年2月2日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の翌日から令和4年2月3日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和4年2月4日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和4年3月8日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和4年3月9日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和4年3月9日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和4年3月8日（火）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和4年3月9日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

12 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第10条の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

#### 15 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 16 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

#### 17 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和4年2月4日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

#### 18 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Purchase a Shunting Locomotive at Myodani Vehicle Base.
- (2) Quantity : 1 set.
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5 :00 P.M. February 4, 2022.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. March 9, 2022.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract

Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

## 神戸市交通公告第65号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年1月19日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

### 1 入札に付する事項

工事名	谷上駅・谷上車庫連動装置更新工事
工事場所	神戸市北区谷上東町1丁目 他3箇所
完成期限	令和7年3月7日
工事概要	神戸市高速鉄道の谷上駅・谷上車庫の第1種電気継電連動装置等の機器及び配線等を更新する。
前払金	会計年度ごとに、当該年度出来高予定額の4割以内（中間前払いは2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
施工実績	鉄道事業者（私鉄・JR・公営鉄道）の駅又は車庫において、平成18年度以降に継電連動装置の新設又は更新工事を元請として製作し、かつ据付を行い完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年1月19日(水)～2月1日(火) 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時～午後8時) 紙書類の提出は、本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時(郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月2日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和4年2月3日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和4年2月4日（金）午前10時30分	
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 訂 正

平成17年4月12日付け神戸市公報第2905号に掲載の神戸市告示第626号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

（154ページ）

誤

表農業保全区域の項中「玉津町二ツ屋」の次に「、玉津町水谷」を加え、表集落居住区域の項中「平野町黒田」の次に「、平野町常本」を加え、「平野町平野印路」の次に「、平野町中村」を加え、「神出町東」の次に「、神出町老ノ口」を加え、特定用途区域の項中「玉津町二ツ屋及び神出町南」を「玉津町二ツ屋、玉津町水谷及び神出町南」に改める。

正

表農業保全区域の項中「玉津町二ツ屋」の次に「、玉津町水谷」を加え、表集落居住区域の項中「平野町黒田」の次に「、平野町常本」を加え、特定用途区域の項中「玉津町二ツ屋及び

神出町南」を「玉津町二ツ屋、玉津町水谷及び神出町南」に改める。